

松江市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則及び松江市副市長事務
分担規則の一部を改正する規則ほか 2 規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

松江市長

上 定 昭 仁

松江市規則第 43 号

松江市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則及び松江市副市長
事務分担規則の一部を改正する規則

松江市規則第 44 号

松江市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規制

松江市規則第 45 号

松江市福祉医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

松江市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則及び松江市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(松江市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則の一部改正)

第 1 条 松江市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則（平成 17 年松江市規則第 285 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 152 条第 1 項の規定に基づき、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 副市長 <u>藤原亮彦</u> 第 2 順位 副市長 山根幸二	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 152 条第 1 項の規定に基づき、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 副市長 <u>講武直樹</u> 第 2 順位 副市長 山根幸二

(松江市副市長事務分担規則の一部改正)

第 2 条 松江市副市長事務分担規則（平成 17 年松江市規則第 286 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(事務分担) 第 2 条 副市長の事務分担は、次のとおりとする。 (1) <u>藤原副市長</u> ア <u>政策部に関する事務</u> イ 総務部に関する事務 ウ 財政部に関する事務 エ 防災部に関する事務 オ <u>まちづくり部</u> に関する事務	(事務分担) 第 2 条 副市長の事務分担は、次のとおりとする。 (1) <u>講武副市長</u> ア 総務部に関する事務 イ 財政部に関する事務 ウ 防災部に関する事務 エ <u>市民部</u> に関する事務

<u>カ</u> <u>都市整備部</u>に関する事務 <u>キ</u> 出納室に関する事務 <u>ク</u> 消防本部に関する事務 <u>ケ</u> 公営企業に関する事務 <u>コ</u> 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき他の執行機関(農業委員会を除く。)の職員に補助執行させている事務 <u>サ</u> その他市長が特に指定する事務 (2) 山根副市長 <u>ア</u> 産業経済部に関する事務 <u>イ</u> 観光部に関する事務 <u>ウ</u> 文化スポーツ部に関する事務 <u>エ</u> <u>市民部</u>に関する事務 <u>オ</u> <u>健康福祉部</u>に関する事務 <u>カ</u> <u>こども子育て部に関する事務</u> <u>キ</u> <u>環境エネルギー部に関する事務</u> <u>ク</u> 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき農業委員会の職員に補助執行させている事務 <u>ケ</u> その他市長が特に指定する事務 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務については、両副市長が共同して処理するものとする。 (1) 略 <u>(2) 前号</u>に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事務	<u>オ</u> <u>健康福祉部</u>に関する事務 <u>カ</u> <u>こども子育て部に関する事務</u> <u>キ</u> <u>環境エネルギー部に関する事務</u> <u>ク</u> 出納室に関する事務 <u>ケ</u> 消防本部に関する事務 <u>コ</u> 公営企業に関する事務 <u>サ</u> 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき他の執行機関(農業委員会を除く。)の職員に補助執行させている事務 <u>シ</u> その他市長が特に指定する事務 (2) 山根副市長 <u>ア</u> <u>政策部に関する事務</u> <u>イ</u> 産業経済部に関する事務 <u>ウ</u> 観光部に関する事務 <u>エ</u> 文化スポーツ部に関する事務 <u>オ</u> <u>まちづくり部</u>に関する事務 <u>カ</u> <u>都市整備部</u>に関する事務 <u>キ</u> 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき農業委員会の職員に補助執行させている事務 <u>ク</u> その他市長が特に指定する事務 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務については、両副市長が共同して処理するものとする。 (1) 略 <u>(2) 斐伊川・神戸川治水事業に関する事務</u> <u>(3) 前 2 号</u>に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事務
---	--

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

松江市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規制

松江市ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成 20 年松江市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第 2(第 6 条関係)		別表第 2(第 6 条関係)	
1 建築物		1 建築物	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 略 イ 自動車駐車場、学校等(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のもの並びに特別支援学校を除く。以下同じ。)及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が 1,000 平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端及び下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視	1 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 略 イ 自動車駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が 1,000 平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端及び下端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視

		覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。			覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。
2	階段	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア～エ 略 オ 自動車駐車場、学校等_____及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が1,000平方メー	2	階段	利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア～エ 略 オ 自動車駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が1,000平方メー

		トル以上のものにあつては、段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。			トル以上のものにあつては、段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。	
		カ 略			カ 略	
3	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	利用者の用に供する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。 ア～エ 略 オ 自動車駐車場、学校等_____及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が 1,000 平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者		3	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	利用者の用に供する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。 ア～エ 略 オ 自動車駐車場、学校等(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の特定施設で用途面積が 1,000 平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者

		が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合、その他視覚障害者の誘導上支障がない場合はこの限りでない。			が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合、その他視覚障害者の誘導上支障がない場合はこの限りでない。
4	便所	(1) 利用者の用に供する便所は、<u>当該便所を利用する上で支障がない位置に、利用者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件(令和6年国土交通省告示第1074号。次号において「国土交通省告示」という。)</u>に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。	4	便所	(1) 利用者の用に供する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造(用途面積が1,000平方メートル未満の特定施設(公衆便所を除く。))にあっては、<u>アの(イ)及びウの(イ)に定める構造)</u>とすること(共同住宅等を除く。) _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>ア 1以上の便所は、次に定める構造であること。</u> <u>(ア) 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」</u>

という。)が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

(イ) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置すること。

イ アに定める構造の便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。

ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。

(ア) 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。

(イ) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとする。

(2) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1(男子用及び女子用の区別がある場合)にあつては、それぞれ1)以上は、次に定める構造とすること(共同住宅等を除く。)。ただし、国土交通省告示に定める基準等に従い配置するものについては、この限りでない。

ア 車椅子を使用している者

(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房(イ及び7の項において「車椅子使用者用便房」という。)を1以上設けること。

(ア) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

(イ) 腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。

イ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。

ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。

(ア) 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。

(イ) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとする。

(3) (1)の規定により設ける便所のうち1(男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1)以上には、洗淨装置付きの汚物流しを設けた便

房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること(共同住宅等を除く。)

(4) (1)の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること(共同住宅等を除く。)

(5) 医療施設、興業施設、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、飲食店(用途面積が300平方メートル以上のものに限る。)、公共交通機関の施設、公衆便所、官公庁の施設及び観光施設にあつては、利用者の用に供する便所のうち1____(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1____)以上には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。

(6) 医療施設、興業施設、集会

(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所のうち1以上の便所____には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること(共同住宅等を除く。)

(3) 医療施設、興業施設、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、飲食店(用途面積が300平方メートル以上のものに限る。)、公共交通機関の施設、公衆便所、官公庁の施設及び観光施設にあつては、利用者の用に供する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1以上)の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に預けることができる場合は、この限りでない。

(4) 医療施設、興業施設、集会

		場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、公共交通機関の施設及び観光施設で用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち 1____(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ 1____) <u>以上</u> には、乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。			場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、公共交通機関の施設及び観光施設で用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち 1 <u>以上</u> (男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ 1 <u>以上</u>) <u>の便所</u> には、乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。 (5) <u>医療施設、興業施設、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁の施設及び観光施設で用途面積が 3,000 平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち 1 以上(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ 1 以上)の便所には洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</u>
5	自動車駐車場	(1) 利用者の用に供する自動車駐車場には、<u>次に定める区分に応じ、それぞれに定める数以上</u>	5	自動車駐車場	(1) 利用者の用に供する自動車駐車場には、_____

の車椅子使用者が円滑に利用
することができる駐車施設(以
下「車椅子使用者用駐車施設」
という。)を設けること(学校等
_____及び共同住宅等を除
く。)。ただし、高齢者、障害者
等の移動等の円滑化の促進に
関する法律施行令の規定によ
り車椅子使用者が駐車場を利
用する上で支障がない場合を
定める件(令和6年国土交通省
告示第1072号)に定める場合
に該当する場合にあっては、こ
の限りでない。

ア 当該自動車駐車場に設け
る駐車施設の数(当該自動車
駐車場を2以上設ける場合
にあっては、当該自動車駐車
場に設ける駐車施設の総数。
以下このア及びイにおいて
同じ。)が200以下の場合
当該駐車施設の数に100分
の2を乗じて得た数(その数
に1未満の端数があるとき
は、その端数を切り上げた
数)

イ 当該自動車駐車場に設け
る駐車施設の数が200を超
える場合 当該駐車施設の
数に100分の1を乗じて得
た数(その数に1未満の端数
があるときは、その端数を切

__車椅子使用者が円滑に利用
することができる駐車施設(以
下「車椅子使用者用駐車施設」
という。)を設けること(特別支
援学校及び共同住宅等を除
く。)。

[illegible]

		とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)			とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
		イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(<u>13の項のウの(ア)の規定により</u> 設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路(<u>当該利用居室が 11の項の興行施設等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。</u>)			イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(<u>車椅子使用者用客室に</u> _____ 設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路 _____ _____ _____ _____
		ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路(<u>当該利用居室が 11の項の興行施設等又は集会場の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。</u>)			ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 _____ _____ _____ _____
		エ 略			エ 略
		(2)・(3) 略			(2)・(3) 略
8	略		8	略	
9	案内設備 までの経路	(1) 自動車駐車場、学校等 _____ _____及び共同住宅等以外の特定施設で用途面	9	案内設備 までの経路	(1) 自動車駐車場、学校等(<u>特別支援学校を除く。</u>)及び共同住宅等以外の特定施設で用途面

		積が 1,000 平方メートル以上のものにあつては、道等から 8 の項の(2)による設備又は同項の(3)による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち 1 以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。 (2) 略			積が 1,000 平方メートル以上のものにあつては、道等から 8 の項の(2)による設備又は同項の(3)による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち 1 以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。 (2) 略
10 略			10 略		
1	客席	(1) 興行<u>施設</u>等又は集会場で固定式の椅子の席の数が 500 以上のものには、_____ _____ _____ _____聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。 (2) <u>興行施設等又は集会場の客席</u>には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数以上の	1	客席	(1) 興行<u>場</u>等又は集会場で固定式の椅子の席の数が 500 以上のものには、<u>車椅子使用者が客席として利用できる部分(以下「車椅子使用者用客席部分」という。)</u>及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。

<u>車椅子使用者用客席部分を設けること。</u> <u>ア 当該客席に設ける座席の数が 400 以下の場合 2</u> <u>イ 当該客席に設ける座席の数が 400 を超える場合 当該客席に設ける座席の数に 200 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> <u>(3)</u> 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。 ア 車椅子使用者 1 人につき、幅は 90 センチメートル以上とし、奥行きは <u>135 センチメートル以上</u>とすること。 イ～エ 略 <u>(4)・(5)</u> 略	<u>(2)</u> 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。 ア 車椅子使用者 1 人につき、幅は 90 センチメートル以上とし、奥行きは <u>110 センチメートル以上</u>とすること。 イ～エ 略 <u>(3)・(4)</u> 略
12～17 略	12～17 略
2～4 略	2～4 略
様式第 2 号(第 7 条関係) <u>別紙のとおり</u>	様式第 2 号(第 7 条関係) <u>別紙のとおり</u>

様式第2号(第7条関係)

施設整備項目調書(建築物)

1 建築物の概要

建築物の名称		主要用途	
建築物の所在地		階数	地上階地下階
工事種別	1 新築又は新設 2 増築又は増設 3 改築又は改修 4 用途の変更 5 大規模の修繕 6 大規模の模様替		
階別	用途	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
合計		m ²	m ²

2 建築物の整備状況

[記入上の注意]

- 用途・面積等により整備項目について整備基準の適用を受けない場合は、整備項目欄の〔除外〕に○を付けてください。
- 備考欄については、用途・面積等により整備基準欄の各整備基準の適用を受けない場合は「除外」に、別表第2の1の表各項におけるただし書に該当する場合は「免除」に○を付けてください。

整備項目	整備基準	整備状況	備考
廊下等	1 滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	2 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
階段	1 手すりの設置(踊場を除く。)	適・否	
	2 粗面で滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	3 識別しやすい段の色	適・否	
	4 つまづきにくい構造	適・否	
	5 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
	6 主たる段階における回り階段の禁止	適・否	免除
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 手すりの設置(勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分に限る)	適・否	除外
	2 粗面で滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	3 識別しやすい路面の色	適・否	
	4 両側に5cm以上の側壁等の設置	適・否	
	5 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除

便所	1 不特定多数の者が利用する便所の設置数		適・否 (箇所)	除外
	2 車椅子使用者用便所の設置数		箇所	除外
	(1) 車椅子使用者用便所の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	
		イ 腰掛便座、及び手すり等の配置	適・否	
	(2) 車椅子使用者用便所を設置した旨の表示		適・否	
	3 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否	
		イ 操作が容易な給水栓の設置	適・否	
	4 洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外
	5 床置き小便器等及び手すりの設置		適・否	除外
	6 乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外・免除
	7 乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示		適・否	除外
	8 洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示		適・否	除外
自動車駐車場 [除外]	1 駐車施設の総数		台	
	2 車椅子使用者用駐車施設の設置数		適・否 (台)	
	3 車椅子使用者用駐車施設の構造	(1) 幅350cm以上	cm	
		(2) 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		(3) 駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置	適・否	
敷地内の通路	1 粗面で滑りにくい材料による路面の仕上げ		適・否	
	2 段の構造	(1) 手すりの設置	適・否	
		(2) 識別しやすい段の色	適・否	
		(3) つまづきにくい構造	適・否	
	3 傾斜路の構造	(1) 手すりの設置	適・否	除外
		(2) 識別しやすい踏面の色	適・否	
		(3) 両側に5cm以上の側壁等の設置	適・否	
移動等円滑化経路 [除外]	1 階段又は段の禁止		適・否	免除
	2 出入口	(1) 幅80cm以上	cm	
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
	3 廊下等	(1) 幅160cm以上(用途面積が2,000㎡未満の特定施設の場合は、120cm以上)	cm	
		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	適・否	除外
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外

		(4) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外	
4 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る)	(1) 幅120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上)	cm			
	(2) 勾配1／12以下(高低差が16cm以下の場合は、1／8以下)	1/			
	(3) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否		除外	
5 エレベーター	(1) 利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階への停止	適・否		除外	
	(2) 籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上	cm			
	(3) 籠の奥行き135cm以上	cm			
	(4) 乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上	cm			
	(5) 乗降ロビーは高低差がないこと。	適・否			
	(6) 籠内及び乗降ロビーにおける車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否			
	(7) 籠内における停止階及び現在位置の表示装置の設置	適・否			
	(8) 乗降ロビーにおける到着する籠の昇降方向の表示装置の設置	適・否			
	(9) 用途面積1,000㎡以上の場合	ア 籠内における到着階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	適・否		除外
		イ 籠内及び乗降ロビーにおける視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	適・否		
		ウ 籠内又は乗降ロビーにおける籠の昇降方向を音声で知らせる装置の設置	適・否		
	(10) 用途面積2,000㎡以上の場合	ア 籠の幅140cm以上	cm		除外
		イ 車椅子が転回できる構造	適・否		
		ウ 戸の開閉状況を確認することができる鏡の設置	適・否		

			エ 籠内に、手すりの設置	適・否	
	6 特殊な構造 又は使用形態の エレベーターそ の他の昇降機	(1) エレベーターの場合	ア 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	適・否	
			イ 籠の床面積 0.84㎡以上	㎡	
			ウ 籠の十分な床面積の確保	適・否	
		(2) エスカレーターの場合	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	適・否	
		7 敷地内の通路	(1) 幅160cm以上(用途面積が2,000㎡未満の特定施設等の場合は、120cm以上)		cm
(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置			適・否		
(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸			適・否	除外	
(4) 戸の前後に高低差がない			適・否	除外	
(5) 排水溝の設置の禁止			cm	免除	
(6) 傾斜路の構造	ア 幅120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上)		cm		
	イ 勾配1／12以下(高低差が16cm以下の場合は、1／8以下)		1/		
	ウ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(勾配が20分の1を超えるものに限る)		適・否	除外	
案内設備	1 エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者駐車施設の配置を表示した案内設備の設置			適・否	
	2 文字等の浮き彫り、音による案内及び点字その他の設備の設置			適・否	
案内設備までの経路 〔除外〕	1 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備の設置			適・否	免除
	2 車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設			適・否	
	3 段又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分への点状ブロック等の敷設			適・否	
浴室 〔除外〕	1 脱衣室及び 洗い場の出入口	ア 幅80cm以上		cm	
		イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		適・否	
		ウ 戸の前後に高低差がない		適・否	
	2 脱衣室、洗い 場及び浴槽	手すりの設置		適・否	
	3 操作が容易な給水栓の設置		適・否		

客席 [除外]	1 集団補聴装置の設置		有・無	
	2 興行施設等又は集会場の固定式椅子の数		席	
	3 車椅子使用者用客席部分の設置数		適・否 (席)	
	4 車椅子使用者用客席部分の構造	(1) 幅90cm以上かつ奥行き135cm以上	cm× cm	
		(2) 表面は、平たんかつ粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	適・否	
		(3) 床は、水平とすること。	適・否	
		(4) 車椅子使用者用客席部分である旨の表示	適・否	
	5 出入口から車椅子使用者用客席部分に至る通路	(1) 幅120cm以上	cm	
		(2) 傾斜路及び踊場の構造	ア 勾配1／12以下 (高低差が16cm以下の場合は、1／8以下)	除外
			イ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(勾配が20分の1を超えるものに限る)	除外
			ウ 手すりの設置(勾配が)1／12を超え又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に限る)	除外
	6 出入口に近い位置への車椅子使用者用客席部分の設置		適・否	
授乳所等 [除外]	1 乳幼児用ベッドその他これに類するものの設置		適・否	
	2 手洗い設備の設置		適・否	
	3 給湯器の設置		適・否	
	4 いすの設置		適・否	
客室 [除外]	1 出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm	
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外
	2 十分な床面積の確保		適・否	
	3 便所の構造	(1) 車椅子使用者用便所の構造	ア 十分な空間の確保	適・否
			イ 腰掛便座及び手すり等の設置	適・否
		(2) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否
			イ 操作が容易な給水栓の設置	cm
		(3) 便所及び便所の出入口の構造	ア 幅80cm以上	適・否
			イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否

			ウ 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	
	4 浴室の構造	(1) 脱衣室及び洗い場の出入口の構造	ア 幅80cm以上	cm	
			イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
			ウ 戸の前後に高低差がない	適・否	
		(2) 脱衣室、洗い場及び浴槽の構造	手すりの設置	適・否	
		(3) 操作が容易な給水栓の設置		適・否	
脱衣室及びシャワー室 [除外]	1 出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否		
		(3) 戸の前後に高低差がない	適・否		
	2 十分な床面積の確保		適・否		
	3 手すりの設置		適・否		
	4 操作が容易な給水栓の設置		適・否		
レジ通路及び改札口	1 幅80cm以上		cm		
	2 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。		適・否		
	3 床は、水平とする。		適・否		
案内板	1 読みやすい文字等による表示		適・否		
	2 点字等による表示		適・否		除外
標識	1 見やすい位置の設置		適・否		
	2 表示すべき内容が容易に識別できるもの		適・否		

施設整備項目調書(建築物)

1 建築物の概要

建築物の名称		主要用途	
建築物の所在地		階数	地上 階 地下 階
工事種別	1 新築又は新設 2 増築又は増設 3 改築又は改修 4 用途の変更 5 大規模の修繕 6 大規模の模様替		
階別	用途	新築等の部分の 床面積	既存部分の 床面積
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
階		m ²	m ²
合計		m ²	m ²

2 建築物の整備状況

[記入上の注意]

- 用途・面積等により整備項目について整備基準の適用を受けない場合は、整備項目欄の〔除外〕に○を付けてください。
- 備考欄については、用途・面積等により整備基準欄の各整備基準の適用を受けない場合は「除外」に、別表第2の1の表各項におけるただし書に該当する場合は「免除」に○を付けてください。

整備項目	整備基準	整備状況	備考
廊下等	1 滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	2 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
階段	1 手すりの設置(踊場を除く。)	適・否	
	2 粗面で滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	3 識別しやすい段の色	適・否	
	4 つまづきにくい構造	適・否	
	5 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除
	6 主たる階段における回り階段の禁止	適・否	免除
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 手すりの設置(勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分に限る)	適・否	除外
	2 粗面で滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	3 識別しやすい路面の色	適・否	
	4 両側に5cm以上の側壁等の設置	適・否	
	5 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分への点状ブロック等の敷設	適・否	除外・免除

便所	1 用途面積1,000㎡未満の場合	(1) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置した便所の設置		適・否	除外
		(2) 操作が容易な給水栓を設けた洗面器の設置		適・否	
	2 用途面積1,000㎡以上の場合及び公衆便所	(1) 車椅子使用者用便所の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	除外
			イ 腰掛便座及び手すり等の配置	適・否	
		(2) 車椅子使用者用便所を設置した旨の表示		適・否	
		(3) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否	
			イ 操作が容易な給水栓の設置	適・否	
	3 床置き式小便器及び手すりの設置			適・否	除外
	4 乳幼児を置くことができる設備の設置及びその旨の表示			適・否	除外・免除
	5 乳幼児のおむつ替えができる設備の設置及びその旨の表示			適・否	除外
6 洗浄装置付きの汚物流しの設置及びその旨の表示			適・否	除外	
駐車場 〔除外〕	1 車椅子使用者用駐車施設の設置			台分	
	2 車椅子使用者用駐車施設の構造	(1) 幅350cm以上		cm	
		(2) 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示		適・否	
		(3) 駐車場に通ずる出入口に近い位置への設置		適・否	
敷地内の通路	1 粗面で滑りにくい材料による路面の仕上げ			適・否	
	2 段の構造	(1) 手すりの設置		適・否	
		(2) 識別しやすい段の色		適・否	
		(3) つまづきにくい構造		適・否	
	3 傾斜路の構造	(1) 手すりの設置		適・否	除外
		(2) 識別しやすい踏面の色		適・否	
		(3) 両側に5cm以上の側壁等の設置		適・否	
移動等円滑化経路 〔除外〕	1 階段又は段の禁止			適・否	免除
	2 出入口	(1) 幅80cm以上		cm	
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		適・否	除外
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。		適・否	除外
	3 廊下等	(1) 幅160cm以上（用途面積が2,000㎡未満の特定施設の場合は、120cm以上）		cm	
		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置		適・否	除外
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		適・否	除外
		(4) 戸の前後に高低差がないこと。		適・否	除外

	4 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)	(1) 幅120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上)	cm	
		(2) 勾配1/12以下(高低差が16cm以下の場合は、1/8以下)	1/	
		(3) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否	除外
	5 エレベーター	(1) 利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階への停止	適・否	除外
		(2) 籠及び昇降路の出入口の幅80cm以上	cm	
		(3) 籠の奥行き135cm以上	cm	
		(4) 乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上	cm	
		(5) 乗降ロビーは高低差がないこと。	適・否	
		(6) 籠内及び乗降ロビーにおける車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適・否	
		(7) 籠内における停止階及び現在位置の表示装置の設置	適・否	
		(8) 乗降ロビーにおける到着する籠の昇降方向の表示装置の設置	適・否	
		(9) 用途面積1,000㎡以上の場合	ア 籠内における到着階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	除外
			イ 籠内及び乗降ロビーにおける視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	
			ウ 籠内又は乗降ロビーにおける籠の昇降方向を音声で知らせる装置の設置	
		(10) 用途面積2,000㎡以上の場合	ア 籠の幅140cm以上	除外
			イ 車椅子が転回できる構造	
			ウ 戸の開閉状況を確認することができる鏡の設置	
			エ 籠内に、手すりの設置	

	6 特殊な構造 又は使用形態 のエレベーター その他の 昇降機	(1) エレベーター ーの場合	ア 平成12年建設 省告示第1413号第 1号第7号に規定す るもの	適・否	
			イ 籠の床面積0. 84㎡以上	㎡	
			ウ 籠の十分な床 面積の確保	適・否	
		(2) エスカレー ターの場合	平成12年建設省 告示第1417号第1 ただし書に規定す るもの	適・否	
	7 敷地内の通 路	(1) 幅160cm以上(用途面積が2,000㎡ 未満の特定施設等の場合は、120cm以上)		cm	
		(2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支 障がない場所の設置		適・否	
		(3) 車椅子使用者が容易に開閉して通 過できる構造の戸		適・否	除外
		(4) 戸の前後に高低差がない		適・否	除外
		(5) 排水溝の設置の禁止		適・否	免除
		(6) 傾斜路の構 造	ア 幅120cm以上 (段に併設する場 合は、90cm以上)	cm	
			イ 勾配1／12以 下(高低差が16cm 以下の場合は、1／ 8以下)	1／	
			ウ 高低差75cm以 内ごとに踏幅150c m以上の踊場の設 置(勾配が20分の1 を超えるものに限 る)	適・否	除外
案内設備	1 エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配 置を表示した案内設備の設置			適・否	
	2 文字等の浮き彫り、音による案内及び点字その他の設 備の設置			適・否	
案内設備ま での経路 〔除外〕	1 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘 導設備の設置			適・否	免除
	2 車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設			適・否	
	3 段又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 への点状ブロック等の敷設			適・否	
浴室 〔除外〕	1 脱衣室及び 洗い場の出入 口	ア 幅80cm以上	cm		
		イ 車椅子使用者が容易に開閉して通 過できる構造の戸	適・否		
		ウ 戸の前後に高低差がない	適・否		
	2 脱衣室、洗 い場及び浴槽	手すりの設置		適・否	
	3 操作が容易な給水栓の設置			適・否	
客席	1 車椅子使用者用客席部分及び集団補聴装置の設置			有・無	

[除外]	2 車椅子使用者用客席部分の構造	(1) 幅90cm以上、奥行き110cm以上	cm× cm		
		(2) 床は平坦で、滑りにくい材料による仕上げ	適・否		
		(3) 床は、水平とすること。	適・否		
		(4) 車椅子使用者用客席部分である旨の表示	適・否		
	3 出入口から車椅子使用者用客席部分に至る通路	(1) 幅120cm以上	cm		
		(2) 傾斜路及び踊場の構造	ア 勾配1／12以下(高低差が16cm以下の場合は、1／8以下)	1／	除外
			イ 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(勾配が20分の1を超えるものに限る)	適・否	除外
ウ 手すりの設置(勾配が)1／12を超え又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に限る)			適・否	除外	
4 出入口に近い位置への車椅子使用者用客席部分の設置		適・否			
授乳所等 [除外]	1 乳幼児用ベッドその他これに類するものの設置		適・否		
	2 手洗い設備の設置		適・否		
	3 給湯器の設置		適・否		
	4 いすの設置		適・否		
客室 [除外]	1 出入口の構造	(1) 幅80cm以上	cm		
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	除外	
		(3) 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	除外	
	2 十分な床面積の確保		適・否		
	3 便所の構造	(1) 車椅子使用者用便所の構造	ア 十分な空間の確保	適・否	
			イ 腰掛便座及び手すり等の設置	適・否	
		(2) 洗面器の構造	ア 洗面器の高さ	適・否	
			イ 操作が容易な給水栓の設置	適・否	
		(3) 便所及び便所の出入口の構造	ア 幅80cm以上	cm	
			イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
			ウ 戸の前後に高低差がないこと。	適・否	
	4 浴室の構造	(1) 脱衣室及び	ア 幅80cm以上	cm	

		洗い場の出入口の構造	イ 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸	適・否	
			ウ 戸の前後に高低差がない	適・否	
		(2) 脱衣室、洗い場及び浴槽の構造	手すりの設置	適・否	
		(3) 操作が容易な給水栓の設置		適・否	
脱衣室及びシャワー室 〔除外〕	1 出入口の構造	(1) 幅80cm以上		cm	
		(2) 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		適・否	
		(3) 戸の前後に高低差がない		適・否	
	2 十分な床面積の確保			適・否	
	3 手すりの設置			適・否	
	4 操作が容易な給水栓の設置			適・否	
レジ通路及び改札口	1 幅80cm以上			cm	
	2 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない			適・否	
	3 床は、水平とする			適・否	
案内板	1 読みやすい文字等による表示			適・否	
	2 点字等による表示			適・否	除外
標識	1 見やすい位置の設置			適・否	
	2 表示すべき内容が容易に識別できるもの			適・否	

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

松江市福祉医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(松江市福祉医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 1 条 松江市福祉医療費助成条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号及び様式第 5 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(松江市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第 2 条 松江市子ども医療費助成条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 108 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 3 条 松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 18 年松江市規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(損害補償のうち休業補償を行わない場合)	(損害補償のうち休業補償を行わない場合)
第 1 条 松江市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松江市条例第 355 号。以下「条例」という。）第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第 1 条 松江市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松江市条例第 355 号。以下「条例」という。）第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執	(1) <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執

行のため監置場に留置されている場合 (2) 略	行のため監置場に留置されている場合 (2) 略
---------------------------------------	---------------------------------------

(社会福祉法施行細則の一部改正)

第4条 社会福祉法施行細則（平成20年松江市規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第18号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(松江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第5条 松江市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成23年松江市規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第23号の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第27号の2（その1）から様式第27号の4（その3）までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第6条 生活保護法施行細則（平成29年松江市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第7号及び様式第11号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、この規則による改正後の松江市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。